

リビング・ニーズ特約 目次

(平成26年4月改定)

第1編 総則

第1条 総則

第2編 この特約を特約組立型総合保険以外の保険契約に付加した場合に適用する規定

- 第2条 特約の締結および責任開始期
- 第3条 特約保険金の支払
- 第4条 特約保険金の請求手続、支払の時期および場所
- 第5条 告知義務および告知義務違反
- 第6条 重大事由による解除
- 第7条 特約の失効・消滅
- 第8条 特約の復活
- 第9条 特約の復帰
- 第10条 社員配当金
- 第11条 特約の解約
- 第12条 主約款の規定の準用
- 第13条 定期保険特約付主契約等に付加する場合の特則
- 第14条 終身保険契約等に付加する場合の特則
- 第15条 個人年金保険契約または生存保障重点型個人年金保険契約に付加する場合の特則
- 第16条 主契約に付加されている災害入院特約等の特則

第17条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則

第18条 主契約が転換後契約の場合の特則

第19条 5年ごと利差配当付介護保障保険契約に付加する場合の特則

第20条 5年ごと利差配当付積立型介護保険契約等に付加する場合の特則

第21条 5年ごと利差配当付新個人年金保険契約に付加する場合の特則

第22条 無配定期保険契約等に付加する場合の特則

第3編 この特約を特約組立型総合保険契約に付加した場合に適用する規定

第23条 特約の締結および責任開始期

第24条 特約保険金の支払

第25条 特約の消滅

第26条 社員配当金

第27条 普通保険約款の規定の適用

第4編 共通規定

第28条 特約保険金を支払わない場合

第29条 特別条件特約が付加されている場合の取扱

第30条 特約の払戻金

リビング・ニーズ特約

リビング・ニーズ特約

第1編 総則

(総則)

第1条 この特約を特約組立型総合保険以外の保険契約に付加した場合には、第2編以下の規定のうち、第2編（第2条から第22条まで）および第4編（第28条から第30条まで）の規定を適用します。

2 この特約を特約組立型総合保険契約に付加した場合には、第2編以下の規定のうち、第3編（第23条から第27条まで）および第4編（第28条から第30条まで）の規定を適用します。

第2編 この特約を特約組立型総合保険以外の保険契約に付加した場合に適用する規定

(特約の締結および責任開始期)

第2条 この特約は、主たる保険契約（以下本編および第4編において「主契約」といいます。）の締結の際または締結後、主契約の被保険者（以下本編および第4編において「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者（以下本編および第4編において「契約者」といいます。）の申出により主契約に付加して締結します。

2 この特約の責任開始期は、次の各号のとおりとします。

(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加した場合

主契約の責任開始期と同一とします。

(2) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合

会社がこの特約の付加を承諾した時とします。

(特約保険金の支払)

第3条 会社は、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるときには、この特約の保険金(以下本編および第4編において「特約保険金」といいます。)を被保険者^{【備考1】}に支払います。ただし、第4条第1項に定める請求書類が会社に到達しない限り、会社は特約保険金を支払いません。また、特約保険金の請求日(第4条第1項に定める請求書類が会社に到達した日をいいます。以下本編において同じ。)が主契約の保険期間の満了^{【備考2】}前1年以内である場合にも、会社は特約保険金を支払いません。

2 前項の特約保険金の支払額は、次の第1号に定める金額から第2号に定める金額を差し引いた金額とします。

(1) 主契約の死亡保険金額(主契約が5年ごと利差配当付新積立型介護保険の場合は、特約保険金の請求日における死亡保険金の支払額とします。以下本編において同じ。)のうち、特約保険金の受取人が会社の定める範囲内で指定した金額(以下本編において「指定保険金額」といいます。)

(2) 会社の定める方法により計算した特約保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額

3 特約保険金の支払にあたっては、前2項の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の払戻金の支払の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

(2) 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分だけ(5年ごと利差配当付新積立型介護保険の場合には、死亡保険金の支払額に対する指定保険金額の割合と同じ割合で)特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款(以下本編において「主約款」といいます。)の払戻金の支払の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

(3) 会社は、主約款に定める保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、特約保険金の支払事由が発生していたことによりその後に特約保険金の請求を受けても、これを支払いません。

(4) 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

(5) 特約保険金が支払われた後に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、次のとおり取り扱います。

ア. 第1号に該当するときは、主契約の保険金は支払いません。

イ. 第2号に該当するときは、主契約の保険金額が減額された部分については、保険金は支払いません。

(6) 主約款および特約に規定する貸付金があるときは、支払うべき金額からその元利合計額を差し引きます。

(特約保険金の請求手続、支払の時期および場所)

第4条 被保険者^{【備考1】}は、次表に定める請求に必要な書類を提出して、前条の特約保険金を請求してください。

必要書類
(1) 会社所定の請求書
(2) 会社所定の様式による医師の診断書
(3) 被保険者の住民票 ただし、特約保険金の受取人と被保険者が同一人の場合は不要
(4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書
(5) 保険証券
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

2 主約款に定める保険金等の支払の時期および場所に関する規定は、特約保険金の支払

第3条 備考

【備考1】被保険者

主契約の高度障害保険金受取人が別に定められているときは、その者とします。

【備考2】主契約の保険期間の満了

保険契約の更新に関する規定により主契約が更新される場合を除きます。

第4条 備考

【備考1】被保険者

特約保険金の受取人が別に定められているときは、その者とします。

の場合に準用します。

(告知義務および告知義務違反)

第5条 この特約の締結、復活または復帰に際しての告知義務および告知義務違反に関する事項については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第6条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(特約の失效・消滅)

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

- 2 次のいずれかに該当したときは、この特約は、消滅したものとみなします。
 - (1) 第3条の特約保険金を支払ったとき
 - (2) 主契約が消滅したとき
 - (3) 主契約が延長保険に変更されたとき

(特約の復活)

第8条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があつたものとします。

- 2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の復帰)

第9条 主契約の復帰請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復帰の請求があつたものとします。

- 2 会社は、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用して、この特約の復帰の取扱をします。

(社員配当金)

第10条 会社は、第3条に定める特約保険金が支払われる場合、指定保険金額分に対しては、主約款に定める社員配当金の支払の規定にかかわらず、特約保険金の請求日の直前の事業年度末に割り当てた社員配当金を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。ただし、定期保険集団扱特約または特別集団扱特約の付加された定期保険の場合を除きます。

- 2 第3条第3項第1号の規定により主契約と同時に消滅する特約については、前項の規定を準用し、前項の社員配当金に加えて支払います。

(特約の解約)

第11条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、契約者は、会社所定の請求書および保険証券を会社に提出してください。

- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

(主約款の規定の準用)

第12条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(定期保険特約付主契約等に付加する場合の特則)

第13条 被保険者についての死亡保険金または収入保障年金のある特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）が主契約に付加されている場合、第3条第2項に定める死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等の死亡保険金額（定期保険特約等の種類ごとに次表に定める金額をいいます。以下本条において同じ。）を合算した金額とします。ただし、特約保険金の請求日が定期保険特約等の保険期間の満了^{【備考1】}前1年以内である場合、その定期保険特約等については、本条の規定は適用しません。

第13条 備考

【備考1】定期保険特約等の保険期間の満了

特約の更新に関する規定により定期保険特約等が更新される場合を除きます。

【備考2】換算保障額

特約年金の支払事由が発生した日において、年金支払

定期保険特約等の種類	金額
収入保障特約	特約保険金の請求日の6カ月後の応当日における換算保障額【備考2】
遞減定期保険特約	特約保険金の請求日の6カ月後の応当日における特約保険金額
介護収入保障特約	特約保険金の請求日における換算保障額【備考2】
新積立型介護保険特約	特約保険金の請求日における死亡保険金の支払額
上記以外の特約	特約保険金の請求日における左記の特約の特約保険金額

期間中に支払うべき特約年金を一括支払するときの金額をいいます。

- 2 特約保険金の請求の際、主契約および定期保険特約等の死亡保険金額に対する指定保険金額の割合について特約保険金の受取人から特に指定がない場合には、指定保険金額は、主契約および定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。
- 3 主契約に収入保障特約、介護収入保障特約または遞減定期保険特約が付加されている場合には、前2項の規定のほか次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 収入保障特約または介護収入保障特約の特約年金額は、それぞれ、当該特約の換算保障額【備考2】と指定保険金額のうち当該特約について指定された金額の割合と同じ割合で、減額されたものとして取り扱います。
 - (2) 特約保険金を支払った後に収入保障特約または介護収入保障特約に定める特約年金の支払事由が生じた場合で、前号の規定により減額された特約年金額が、会社の定める金額に満たないときは、会社は、収入保障特約または介護収入保障特約の換算保障額【備考2】を一時に支払い、特約年金は支払いません。
 - (3) 遺減定期保険特約の基本保険金額は、遺減定期保険特約の特約保険金額と指定保険金額のうち遺減定期保険特約について指定された金額の割合と同じ割合で請求日にさかのばって減額されたものとして取り扱います。
- 4 主契約に重度障害保障定期保険特約、介護特約、介護保障定期保険特約、新介護保障定期保険特約または介護収入保障特約が付加されている場合で、次のいずれかに該当したときは、第1項の規定にかかわらず、第3条第2項に定める死亡保険金額には、重度障害保障定期保険特約、介護特約、介護保障定期保険特約、新介護保障定期保険特約および介護収入保障特約の保険金額または換算保障額【備考2】は含みません。
 - (1) 特約保険金を支払う前に、重度障害保険金、介護保険金または介護年金の請求を受け、重度障害保険金、介護保険金または介護年金が支払われるとき
 - (2) 重度障害保険金、介護保険金または介護年金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
- 5 新積立型介護保険特約が付加された主契約について、死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合、新積立型介護保険特約の保険金額は、新積立型介護保険特約の死亡保険金の支払額に対する、指定保険金額のうち新積立型介護保険特約について指定された金額の割合と同じ割合で、請求日にさかのばって減額されたものとして取り扱います。

(終身保険契約等に付加する場合の特則)

第14条 この特約を終身保険契約または5年ごと利差配当付終身保険契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第7条第2項の他、主契約に年金支払移行特約または介護保障移行特約が付加され、主契約の全部が年金支払または介護保障に移行したときは、この特約は消滅します。
- (2) 社員配当金の支払方法が生存保険の買増にあてる方法の場合、主契約の死亡保険金の全部が指定保険金額として指定され特約保険金が支払われたときは、買増保険は特約保険金の請求日に消滅するものとします。この場合、買増保険の払戻金は支払いません。

(個人年金保険契約または生存保障重点型個人年金保険契約に付加する場合の特則)

第15条 この特約を個人年金保険契約または生存保障重点型個人年金保険契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約は、主契約に付加されている定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、

収入保障特約、遅減定期保険特約および介護保障定期保険特約に適用します。

(2) 第7条第2項の他、次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

ア. 主契約が払済年金保険に変更されたとき

イ. 主契約に付加されたすべての定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約、遅減定期保険特約および介護保障定期保険特約が解約その他の事由によって消滅したとき

(主契約に付加されている災害入院特約等の特則)

第16条 主契約に災害入院特約、手術給付金付疾病入院特約「フコク健康特約」、成人病特約または女性疾病給付特約が付加されている場合、各特約の被保険者の入院中に第3条第3項第1号の規定により消滅したときには、消滅時から継続している入院は各特約の有効中の入院とみなします。

2 第3条第3項第2号の規定により主契約が減額された場合で、主契約の死亡保険金額に対する特約の保険金額および入院給付金日額が会社の定める限度をこえるときでも、特約の減額の規定にかかわらず、特約の保険金額および入院給付金日額は減額されないものとします。

(主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則)

第17条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合、第3条第3項第1号の規定により主契約が消滅するときは、特約保険金の請求日における賃増保険の保険金額を特約保険金とともに支払います。

(主契約が転換後契約の場合の特則)

第18条 主契約が転換後契約の場合、第3条第3項の規定により主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定されたときは、主契約の死亡保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて転換特約第3条に規定する金額は消滅します。

2 前項の規定により消滅する部分についての払戻金はありません。

(5年ごと利差配当付介護保障保険契約に付加する場合の特則)

第19条 この特則は、この特約を5年ごと利差配当付介護保障保険契約に付加する場合に適用します。

2 特約保険金の支払にあたっては、第3条の規定にかかわらず、次に定めるところにより取り扱います。

(1) 会社は、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるときには、特約保険金を被保険者^{【備考】11}に支払います。ただし、第4条第1項に定める請求書類が会社に到着しない限り、会社は特約保険金を支払いません。

(2) 前号の特約保険金の額は、主契約の基本保険金額のうち、指定保険金額とします。

(3) 特約保険金を支払う前に、主約款に定める介護年金の請求を受け、介護年金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、主契約の基本保険金額からすでに支払った介護年金および請求された介護年金の総額を差し引いた金額の全額を指定保険金額とします。ただし、その金額が会社の定める金額をこえる場合には、特約保険金の請求はできません。また、すでに特約保険金が請求されている場合は、その請求はなかったものとして取り扱います。

(4) 特約保険金の支払に際しては、指定保険金額から、会社の定める方法により計算した特約保険金の請求日から6ヵ月間の指定保険金額に対応する利息に相当する額を差し引くものとします。

(5) 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され特約保険金が支払われた場合または第3号に該当し特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。

(6) 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の基本保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款の払戻金の規定にかかわらず、払戻金を支払いません。

(7) 会社は、主約款に定める保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、特約保険金の支払事由が発生していたことによりその後に特約保険金の請求を受けても、

第19条 備考

【備考】1】被保険者

主契約の高度障害保険金受取人が別に定められているときは、その者とします。

これを支払いません。

- (8) 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
- (9) 特約保険金が支払われた後に、主約款に定める介護年金または保険金の請求を受けた場合には、次のとおり取り扱います。
 - ア. 第5号に該当するときは、主契約の介護年金および保険金は支払いません。
 - イ. 第6号に該当するときは、主契約の基本保険金額が減額された部分については、介護年金および保険金は支払いません。
- (10) 主約款に規定する貸付金があるときは、支払うべき金額からその元利合計額を差し引きます。

3 第4条（特約保険金の請求手続、支払の時期および場所）、第7条（特約の失効・消滅）第2項、第10条（社員配当金）第1項および第28条（特約保険金を支払わない場合）の規定は、前項の特約保険金についてもこれを準用します。

（5年ごと利差配当付積立型介護保険契約等に付加する場合の特則）

第20条 この特約を5年ごと利差配当付積立型介護保険契約または5年ごと利差配当付新積立型介護保険契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の請求日が主契約の第1保険期間中であるときは、主契約、積立型介護保険特約ならびに新積立型介護保険特約の死亡給付金額および死亡保険金額は指定保険金額の対象とはなりません。
- (2) 主契約に定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約、遅減定期保険特約、重度障害保障定期保険特約、介護特約、介護保障定期保険特約、新介護保障定期保険特約または介護収入保障特約が付加されている場合、特約保険金の請求日が主契約の第1保険期間中であるときは、それらの特約にこの特約を適用します。
- (3) 第7条第2項の他、主契約に年金支払移行特約が付加され、主契約の全部が年金支払に移行したときは、この特約は消滅します。

（5年ごと利差配当付新個人年金保険契約に付加する場合の特則）

第21条 この特約を5年ごと利差配当付新個人年金保険契約に付加する場合は、第15条（個人年金保険契約または生存保障重点型個人年金保険契約に付加する場合の特則）の規定を適用します。ただし、「個人年金保険契約または生存保障重点型個人年金保険契約」とあるのは「5年ごと利差配当付新個人年金保険契約」と読み替え、「定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約、遅減定期保険特約および介護保障定期保険特約」とあるのは「定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約、遅減定期保険特約、重度障害保障定期保険特約および介護保障定期保険特約」と読み替えます。

（無配当定期保険契約等に付加する場合の特則）

第22条 この特約を無配当定期保険契約、無配当定期保険（低払戻金型）契約または無配当介護保障定期保険契約に付加した場合には、第10条（社員配当金）に定める社員配当金の支払はありません。

第3編 この特約を特約組立型総合保険契約に付加した場合に適用する規定

（特約の締結および責任開始期）

第23条 この特約は、特約組立型総合保険契約の締結の際または締結後、特約組立型総合保険契約の被保険者（以下本編および第4編において「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者（以下本編および第4編において「契約者」といいます。）の申出により、特約組立型総合保険契約に付加して締結します。ただし、被保険者についての死亡保険金または収入保障年金のある特約（以下本編において「定期保険特約（2012）等」といいます。）がこの特約と同時に付加され、または付加されていることを要します。

2 この特約の責任開始期については、この特約が付加された特約組立型総合保険契約の普通保険約款（以下本編において「普通保険約款」といいます。）の会社の責任開始期に関する規定によるものとします。ただし、特約組立型総合保険契約の締結後に付加されたこの特約については、会社は、この特約の付加を承諾した時から保険契約上の責任を負います。

(特約保険金の支払)

第24条 この特約において、普通保険約款第5条（保険金等の支払）の支払事由とは、次表に定める支払事由をいい、会社は、この支払事由が生じた場合に、この特約および普通保険約款の規定にしたがい、この特約の保険金（以下本編および第4編において「特約保険金」といいます。）を普通保険約款に定める傷害疾病給付受取人に支払います。ただし、特約保険金の請求書類（別表1）が会社に到達しない限り、会社は特約保険金を支払いません。

支払事由
被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき。

- 2 前項の特約保険金の支払額は、次の第1号に定める金額から第2号に定める金額を差し引いた金額とします。
 - (1) この特約とあわせて特約組立型総合保険契約に付加されている定期保険特約（2012）等の死亡保険金額【備考1】を合算した金額のうち、特約保険金の受取人が会社の定める範囲内で指定した金額（以下本編において「指定保険金額」といいます。）。ただし、特約保険金の請求日【備考2】が定期保険特約（2012）等の保険期間の満了【備考3】前1年以内である場合、その定期保険特約（2012）等の死亡保険金額【備考1】については、本号の合算には含めないものとします。
 - (2) 会社の定める方法により計算した特約保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額
- 3 特約保険金の支払にあたっては、前2項の規定によるほか、次に定めるところによります。
 - (1) 複数の定期保険特約（2012）等がこの特約とあわせて特約組立型総合保険契約に付加されている場合で、各特約の死亡保険金額【備考1】に対する指定保険金額の割合について特約保険金の受取人から特に指定がない場合には、指定保険金額は、各特約の死亡保険金額【備考1】の割合に応じて、各特約の死亡保険金額【備考1】から指定されたものとします。
 - (2) 定期保険特約（2012）等の死亡保険金額【備考1】の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、定期保険特約（2012）等は、特約保険金の請求日【備考2】にさかのぼって消滅するものとします。
 - (3) 定期保険特約（2012）等の死亡保険金額【備考1】の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、定期保険特約（2012）等は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日【備考2】にさかのぼって減額されたものとします。
 - (4) 前号の規定により定期保険特約（2012）等が減額された場合には、次のとおり取り扱います。
 - ア. 普通保険約款の規定にかかわらず、定期保険特約（2012）等の払戻金は支払いません。
 - イ. 定期保険特約（2012）等とあわせて付加されている特約の保険金額については、定期保険特約（2012）等の死亡保険金等に対する割合が会社の定める限度をこえるときでも、当該特約の保険金額の自動減額の規定にかかわらず減額されないものとします。
 - (5) 収入保障特約（2012）等の収入保障年金のある特約が第3号の規定により減額された後、当該特約に定める特約年金の支払事由が生じた場合で、減額後の特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、その支払事由の発生日における当該特約の換算保障額【備考4】を一時に支払い、特約年金は支払いません。
 - (6) 会社は、定期保険特約（2012）等に定める保険金または特約年金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、特約保険金の支払事由が生じていたことによりその後に特約保険金の請求を受けても、これを支払いません。
 - (7) 特約保険金を支払う前に、定期保険特約（2012）等に定める保険金または特約年金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
 - (8) 特約保険金が支払われた後に、定期保険特約（2012）等に定める保険金または特約年金の請求を受けた場合には、次のとおり取り扱います。
 - ア. 第2号に該当するときは、定期保険特約（2012）等に定める保険金または特約年金

第24条 備考

【備考1】死亡保険金額

収入保障特約（2012）等の収入保障年金のある特約の場合は、特約保険金の請求日【備考2】の6カ月後の応当日における換算保障額【備考4】とします。

【備考2】特約保険金の請求日

特約保険金の請求書類（別表1）が会社に到達した日をいいます。

【備考3】定期保険特約（2012）等の保険期間の満了

特約の更新に関する規定により定期保険特約（2012）等が更新される場合を除きます。

【備考4】換算保障額

特約年金の支払事由が発生した日において、年金支払期間中に支払うべき特約年金を一括支払するときの金額をいいます。

は支払いません。

イ. 第3号に該当するときは、定期保険特約(2012)等の保険金額または特約年金額が減額された部分については、定期保険特約(2012)等に定める保険金または特約年金は支払いません。

(9) 普通保険約款に規定する貸付金があるときは、貸付金の返済に関する普通保険約款の規定にもとづき、支払うべき金額から貸付金の元利合計額を差し引きます。

(特約の消滅)

第25条 前条の特約保険金を支払ったときには、この特約は消滅します。

(社員配当金)

第26条 会社は、第24条に定める特約保険金が支払われる場合、指定保険金額分に対しては、普通保険約款に定める社員配当金の支払の規定にかかわらず、特約保険金の請求日^{【備考1】}の直前の事業年度末に割り当てた社員配当金を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。

(普通保険約款の規定の適用)

第27条 この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

第26条 備考

【備考1】 特約保険金の請求日

特約保険金の請求書類（別表1）が会社に到達した日をいいます。

第4編 共通規定

(特約保険金を支払わない場合)

第28条 会社は、被保険者が次の各号に定める免責事由のいずれかによって特約保険金の支払事由に該当した場合には、第3条または第24条の規定にかかわらず、特約保険金を支払いません。

特約保険金の免責事由

- (1) 契約者または被保険者の故意
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 戦争その他の変乱

2 前項第3号の事由により支払事由に該当した被保険者の数の増加が、保険契約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、特約保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

(特別条件特約が付加されている場合の取扱)

第29条 この特約が付加された主契約または特約組立型総合保険契約に特別条件特約が付加されている場合で、保険金削減支払法が適用され、削減期間中に特約保険金の請求があつたときは、会社は、第3条または第24条の規定により支払われる金額に、特約保険金の請求日^{【備考1】}における特別条件特約に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。

(特約の払戻金)

第30条 この特約については、払戻金はありません。

第29条 備考

【備考1】 特約保険金の請求日

特約保険金の請求書類が会社に到達した日をいいます。